

# 三菱UFJ年金ニュース【特別版】

## 最近の年金関連トピックス (厚年基金、DC、公的年金等)

平成23年12月



三菱UFJ信託銀行

# 目次

<b>1. 財政運営基準等の意見募集への回答</b>	…P3
<b>2. 指定基金に係る事項</b>	
2-1. 指定基金に係る政令・通知改定	…P7
2-2. 指定基金の公表	…P9
<b>3. 社会保障・税一体改革における年金改革案について</b>	
3-1. 社会保障・税一体改革の概要	…P11
3-2. 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目	…P12
<b>4. DCマッチング拠出に係る政省令・通知改定</b>	…P25
<b>5. 退職給付会計</b>	
5-1. 企業会計審議会が開催	…P28
5-2. FASB議長、米国基準とIASBとのコンバージェンスプロジェクト等に係る見解について発言	…P30
5-3. 米国におけるIFRSアドプションの動向	…P32
<b>6. その他</b>	
6-1. 平成24年度の継続基準の下限予定利率・非継続基準の予定利率の見込みについて	…P35
6-2. 10/13付日経記事「返還額、受給の1割以内 主婦年金救済法案について	…P36
6-3. 10/20付日経記事「米企業年金 経営に重荷」について	…P37
6-4. 欧州職域年金指令改正の動向	…P39
6-5. 12/15付日経記事「65歳まで再雇用・厳格化」について	…P41
<b>7. 平成23年10月～平成23年12月の年金ニュース</b>	…P44
<b>8. 当資料掲載の平成23年10月～平成23年12月のMUTB年金メールマガジン一覧</b>	…P46

平成23年10月～平成23年12月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。  
【補足】にて、平成23年12月15日までの状況をまとめております。

# 1. 財政運営基準等の意見募集への回答



# 1. 財政運営基準等の意見募集への回答

➤ 財政運営基準等の見直し案に対する二度の意見募集への回答が公表された。

## 1. 財政の健全化の観点から改正する事項に係る回答等

	7/14 意見募集	10/6 寄せられた意見への回答	10/6 追加の意見募集	11/16 追加の意見募集への回答
弾力化措置 既存の	掛金引上げ猶予は期限(平成24年3月適用掛金まで)で廃止予定	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月以降に引上げが必要な掛金を平成25年4月1日まで引上げ猶予を可能とする(指定基金は除く)。</li> <li>適用する場合は、猶予明け後の掛金を猶予開始の前日までに規約上明記する</li> </ul>	左記同様
	下方回廊方式は期限(平成24年3月末)で廃止予定	回答なし(修正意向なし)	-	-
不足金処理の特例 予定利率の引下げに伴う	-	-	平成25年4月1日までに予定利率引下げに伴い給付設計を変更する場合、当該規約変更基準日時点の不足金は留保可能 次回の財政決算時の不足金となる	左記同様
継続基準	貸借対照表から調整科目(資産評価調整額、最低責任準備金調整額(厚年のみ))を廃止し、貸借対照表に計上する債務は(新)責任準備金とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産評価調整額は廃止するが、最低責任準備金調整額は残存させる</li> <li>継続基準の判定においても同様と思われる</li> </ul>	最低責任準備金調整額の算定方法を見直す  最低責任準備金調整額(厚年のみ) = 当年度末最低責任準備金 × ((1 + 当年度の厚年本體利回り) × (1 + 前年度の厚年本體利回り) × 9/12) - 1)	左記の最低責任準備金調整額の算定方法を修正  最低責任準備金調整額(厚年のみ) = 当年度末最低責任準備金 × ((1 + 前年度の厚年本體利回り) × (1 + 当年度の厚年本體利回り) / 1.0723 - 1)
	財政検証の判定には調整科目を織り込まない(時価ベースとなる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>未償却過去勤務債務残高と数理債務は欄外に記載する</li> </ul>		
	掛金計算上は調整科目を織り込める	左記同様(修正意向なし)	-	-

下方回廊方式は平成24年3月末までを計算基準日とする掛金まで適用可能なため、適用不可となるのは厚年では平成24年度財政検証(平成26年4月以降に適用される掛金)からとなる。



# 1. 財政運営基準等の意見募集への回答

## 1. 財政の健全化の観点から改正する事項に係る回答等

	7/14 意見募集	10/6 寄せられた意見への回答	10/6 追加の意見募集	11/16 追加の意見募集への回答
非継続基準	最低積立基準額に対する積立要件90%を100%まで段階的に上げる <sup>1</sup>	左記同様。但し積立水準の引上げスケジュールは今後の経済情勢や環境等を踏まえ、必要なら所要の検討を加え必要な措置を講ずる	左記同様	左記同様
	回復計画を廃止し、積立比率に応じた方法に一本化 <sup>2</sup>	左記同様。但し平成28年度の財政検証まで(5年間)は回復計画を使用可能とする(右記見直しあり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復計画上の前提は実効性を高めるため変更する【最低責任準備金付利率】厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り【年金資産利回り】「基金の運用実績の過去5年平均」または「最低積立基準額の算定利率」のいずれか大きい率</li> <li>非継続の掛金計算に用いる年金資産は時価とする(現状は数理上資産の使用が可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復計画上の前提は以下の内容に変更する【最低責任準備金付利率】厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り【年金資産利回り】「基金の運用実績の過去5年平均」、「最低積立基準額の算定利率」または「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか大きい率を上回らないこと</li> <li>左記同様</li> </ul>
		積立比率に応じた方法は、翌年度の最低積立基準額の増加見込み額の対象から代行部分を除外し、併せて追加拠出額を計算する際に比較する翌年度の掛金から免除保険料分を控除する		

1 平成24年度(積立比率92%)から2%ずつ引上げ、平成28年度に100%とする

2 適年から移行時に回復計画を選択したDB年金においては平成28年度まで回復計画による掛金拠出が可能

# 1. 財政運営基準等の意見募集への回答

## 2. 制度運営の効率化の観点から改正する事項に係る回答

	7/14意見募集	寄せられた意見への回答
財政再計算時期の見直し	基礎率を見直しを行う財政計算を財政再計算と定義し、次回再計算日は当該財政再計算日の5年後となる(財政再計算に伴う免除保険料率の見直しは行わない)	原案通り。但し現行通り、財政再計算時に免除保険料率の見直しを行う
特別掛金率の計算方法の見直し	特別掛金の計算に加入員数の動向や将来の給与水準の変化を織り込める	原案通り
過去勤務債務の償却方法の見直し	段階引上げ償却の要件である「選択一時金の休止」、「許容繰越不足金の制限」要件が撤廃される	原案通り
確定拠出年金へ的一部移行に伴う一括拠出の緩和	確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を、移換者の移行部分に限定する	原案通り
選択一時金換算率の要件緩和	選択一時金の上限が支給要件を満たしたときの下限予定利率を使用することが可能(選択一時金は、下限予定利率による保証期間分の現価を上限とするため、一時金を満額支給するためには据置利率や給付利率を下限予定利率以上とする必要があったが、この要件を見直す)	原案通り
キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化	再評価の指標として、一定の上下限(ゼロ以上)を付した市場インデックスが使用できるようになる	原案通り(市場インデックスは単年度でゼロ以上である必要がある)
業務報告の簡素化	業務報告様式から被用者年金被保険者数、業種、業務委託状況等が除外、掛金拠出状況(月別)が追加される	原案通り

## 2. 指定基金に係る事項



## 2-1 . 指定基金に係る政令・通知改定

- 指定基金に係る政令・通知の改定、および照会事項への回答があった。
- 平成22年度以前の既指定基金も、見直し後の基準に基づき健全化計画の変更が必要とされた。
- 健全化計画の目標として、「最低責任準備金の9割相当の資産を確保すること」は従来通りではあるが、健全化計画の承認基準は緩和された。

### 健全化計画の前提

#### 最低責任準備金の付利率

##### 1年9ヶ月期ズレた率を使用

- 健全化計画上、最低責任準備金の付利率は1年9ヶ月期ズレた「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」を使用する。

年度	21(実績)	22(実績)	23	24	25	26	27	28	29	30
厚年本体の財政見通しにおける予定運用利回り	7.54%	-0.26%	1.9%	2.0%	2.2%	2.6%	2.9%	3.4%	3.6%	3.9%

年度	23	24	25	26	27	28	29	30
最低責任準備金付利率	5.53%	0.28%	1.92%	2.05%	2.30%	2.67%	3.02%	3.45%

#### 年金資産の運用利回り

##### 3つの前提となる利率のうち各年度の最大値を適用可能

- 健全化計画上、年金資産の運用利回りは「基金の運用利回りの過去5年平均」、「最低積立基準額の算定利率」または「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか大きい率を上回らないものを使用する。また、各年度における ~ の最大値の組み合わせでも可。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30
指定年度における最低積立基準額算定利率(23年度)	2.32%	2.32%	2.32%	2.32%	2.32%	2.32%	2.32%	2.32%
( × 1.2)	2.784%	2.784%	2.784%	2.784%	2.784%	2.784%	2.784%	2.784%
厚年本体の財政見通しにおける予定運用利回り	1.9%	2.0%	2.2%	2.6%	2.9%	3.4%	3.6%	3.9%

各年度における ~ の最大値の組み合わせも可

「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」は当該年度のものをもそのまま適用



## 2 - 1 . 指定基金に係る政令・通知改定

▶ 主な変更点は以下の通り。

		新	旧
指定対象基金		以下のいずれかに該当する厚年基金 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定年度<sup>1</sup>の前3事業年度連続で純資産額 &lt; 最低責任準備金 × 0.9</li> <li>指定年度の前事業年度末に純資産額 &lt; 最低責任準備金 × 0.8</li> </ul>	指定年度の前3事業年度連続で純資産額 < 最低責任準備金 × 0.9
健全化計画上の健全化のための具体的措置		代議員会の議決を経た上で記載することを原則とするが、「具体的措置を実施すること及び実施時期」の「見込み <sup>2</sup> 」を記載することは差し支えない	「改善措置の内容」及び「実施年月の見込み」を記載
健全化計画上の将来予測のための前提	最低責任準備金付利率	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り	「厚年本体の直近の過去5年平均」又は「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか
	年金資産の利回り	「基金の運用利回りの過去5年平均」、「最低積立基準額の算定利率」または「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか大きい率	直前の財政計算で用いた予定利率を上回らないものとする
健全化計画の申請時期		指定年度の2月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出  指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出	指定年度の2月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出
健全化計画の承認 <sup>3</sup>		具体的措置の実施が見込まれ、基金の財政の健全化が見込まれる場合には承認する 例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること	指定年度の3月末日までに承認  健全化計画の最終年度において純資産額 最低責任準備金 × 0.9となっていることが前提
健全化計画の様式		1. 財政健全化計画 2. 健全化計画に基づく財政見通し	1. 財政に関する事項(設立時以降の給付設計や決算状況等) 2. 業務に関する事項(設立時以降の業務会計等) 3. 歴代代議員・理事等名簿 4. 財政状況の経緯と現行のままの財政見通し 5. 財政健全化計画 6. 健全化計画に基づく財政見通し

1 指定する日の属する年度(決算年度+1年度)

2 見込みを記載する場合であっても、健全化計画は、あくまでも、基金の財政の健全化を図ることを目的としたものであることに十分留意すること

3 財政健全化の目標は、「最低責任準備金の9割相当の資産の確保」であることに変更ないため、各基金において承認されるか否かについては個別性が高いと考えられる。

## 2-2 . 指定基金の公表

- ▶ 平成23年度に新たに指定された31基金を含め、全81基金が公表された。
- ▶ 新たに指定された基金は、新基準に基づき「健全化計画」を来年2月末までに提出する必要がある。既に指定済の基金についても新基準に基づき「健全化計画」を見直すこととされている。

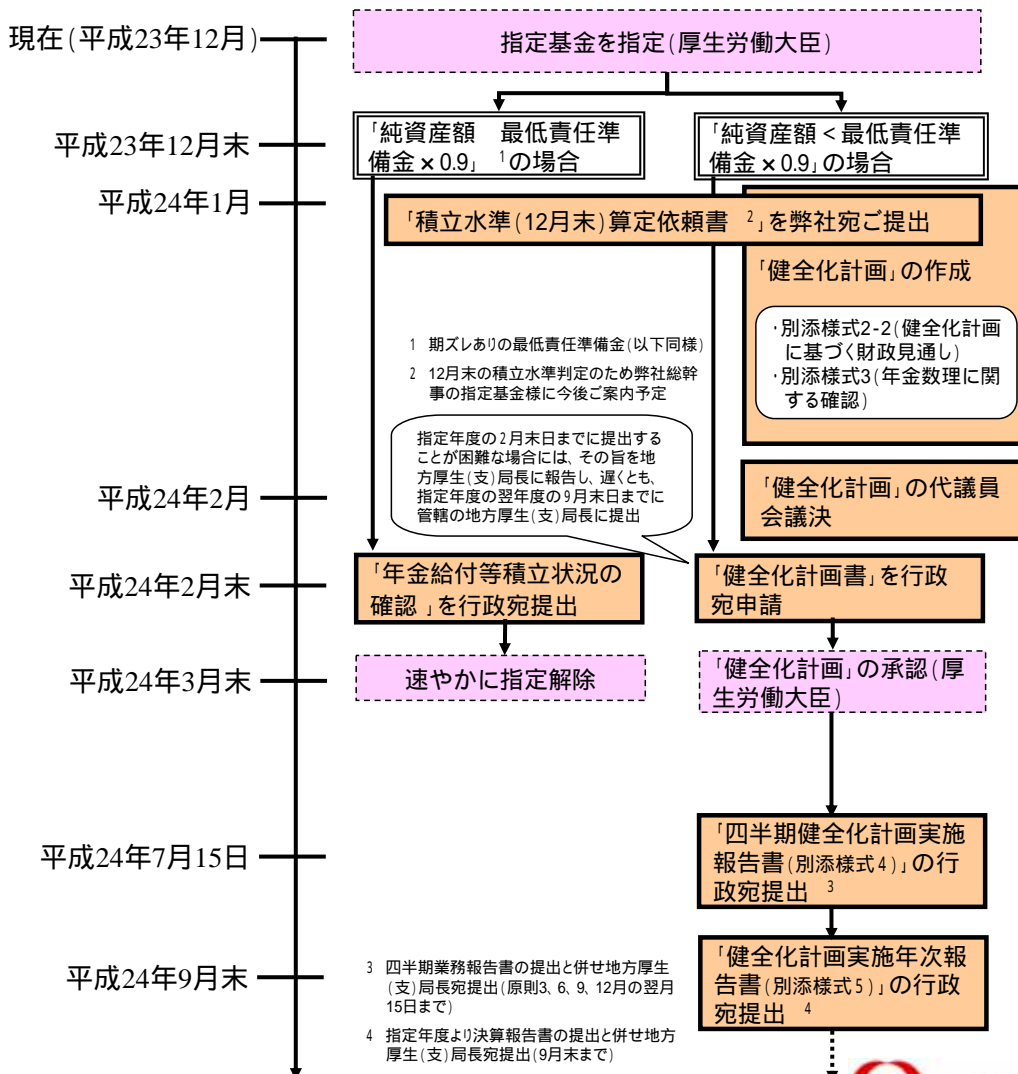
指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出

### 今後のスケジュール(平成23年度指定の場合)

基金が行うこと

行政が行うこと

弊社が行うこと



三菱UFJ信託銀行

### 3. 社会保障・税一体改革における年金改革案について



## 3 - 1 . 社会保障・税一体改革の概要

➤ 社会保障・税一体改革とは、次の背景・経緯により取りまとめられたもの。現在具体策について検討が行われている。

### 背景

少子高齢化等、社会経済諸情勢が大きく変化する中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」の同時達成が不可欠であること

### 経緯

上記背景を踏まえ、2月5日にスタートした「社会保障改革に関する集中検討会議」における議論を経て、政府・与党は、6月30日に、子ども・子育て、医療・介護、年金、就労促進等に関する社会保障改革の方向(社会保障・税一体改革成案)を取りまとめた。

### 期待される効果

「必要な社会保障の機能強化」と「制度の持続可能性の確保」

## 3-2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

➤ 改革項目のうち、年金制度の検討項目の概要は以下の通り。

項番	項目	概要	実現度 ランク
1	物価スライド特例分の解消	本来の年金水準と、実際に支給されている年金水準(特例水準)との差である2.5%を解消する。	A
2	最低保障機能の強化 (受給資格期間の短縮)	老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する。	A
3	最低保障機能の強化 (低所得者等への加算)	低所得者である老齢年金受給権者に対し、基礎年金額に対する一定の加算を行う。	A
4	高所得者の年金給付の見直し	高所得者の老齢基礎年金額について、その一部(国庫負担相当額まで)を調整する制度を創設する。	A
5	産休期間中の保険料負担免除	産前・産後期間中も、保険料免除制度の対象とし、将来の年金給付には反映させる。	A
6	被用者年金一元化	共済年金(公務員・私学教職員)の2階部分を厚生年金に統一する。	A
7	短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大	厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する。	A
8	第3号被保険者制度の見直し	第2号被保険者が納めた保険料の半分はその被扶養配偶者(第3号被保険者)が負担したものと取扱って年金分割することを引き続き検討する。	B
9	マクロ経済スライドの検討	デフレ経済下におけるマクロ経済スライドのあり方について見直しを検討する。	B
10	在職老齢年金の見直し	60歳台前半の者の在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引上げる見直しを引き続き検討する。	B
11	標準報酬上限の見直し	厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことなどを引き続き検討する。	B
12	支給開始年齢の引き上げの検討	支給開始年齢のあり方について検討する。	C

実現度ランク

A・・・平成24年の通常国会に法案提出

A・・・平成24年の通常国会への法案提出に向けて引き続き検討

B・・・引き続き検討

C・・・引き続き検討(平成24年の通常国会への法案提出を行わない)



## 3 - 2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

### ▶ 物価スライド特例分の解消に関する補足は以下の通り。

～メールマガジン「11/24付日経記事『年金減額 来年度から』について」より抜粋～

標記記事では、過去の物価下落時に引き下げなかったため本来の水準より2.5%多く支給されている国民年金や厚生年金の支給額を、3年間かけて本来の状態に戻す方針を、厚生労働大臣が示した、とあります。記事の内容は公的年金にかかるものであり、厚年基金の代行部分には直接影響しないものですが、何点か補足いたします。

#### 【この方針が出てきた背景について】

本年6月に政府・与党が公表した「社会保障・税一体改革成案」の中の年金改革項目の中に「マクロ経済スライドのあり方の見直し」というものがあります。

このマクロ経済スライドを発動させる前段階として、平成11年～平成13年度のデフレによる特例措置などによる本来よりも高い年金水準(特例水準)と本来の年金水準との差を、3年かけて解消することも合わせて検討するとされていました。

その後、他の年金改革項目と合わせて厚生労働省の社会保障審議会年金部会で議論されてきましたが、この特例水準と本来水準との差の解消については、適正水準への是正という観点から多数の委員が「実現すべし」という意見であったようです。

さらに11月23日に開催された政府の行政刷新会議の「提言型政策仕分け」では仕分け人全員が適正水準への是正を求めました。

以上の背景から上記の大臣の方針表明に至ったものと思われます。

#### 【2.5%過大支給の根拠について】

平成11年～平成13年度のデフレ時の特例水準と本来水準との差(累計)は1.7%でした。平成16年改正により、平成17年の物価水準が基準となったため、平成22年度、23年度の物価下落時に、それぞれ2.2%、2.5%と拡大し現在に至っています。

#### 【「もらいすぎ」7兆円の算出根拠について】

厚生労働省の概算によると、平成12年度から平成21年度までの各年度の特例水準と本来水準との乖離額の合計は5.1兆円です。7兆円という数値は財務省の概算ですが、平成22年度、23年度の公的年金給付費を平成21年度と同額として、それぞれの年度の乖離率2.2%、2.5%を用いて乖離額を計算すると、それぞれ0.9兆円、1.0兆円となり、5.1兆円にこれらの数値を加算したものと思われます。

☞ 次頁へ続く



## 3 - 2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

☞ 前頁からの続き

【減額幅年1.1%～1.2%程度について】

社会保障審議会年金部会などの資料によりますと、減額幅は年0.8%～0.9%程度とされていますが、これは2.5%を均等に3年間で解消する計算です。記事は毎年0.3%の物価下落という仮定を織り込んでいますので、減額幅は3年間の累計で3.4% ( $2.5\% + 0.3\% \times 3$ ) となり、これを3年間で解消する計算をしているようです。

社会保障・税一体改革の年金改革案のうち、社会保障審議会年金部会で検討するとされた項目は取りまとめの議論に入っています。

来週には会議が開催され、特例水準と本来水準の解消も含めて、実現可能な改革項目が固まってくるものと思われます。

今後の動きに注目していきます。



～メールマガジン「12/2付日経記事『社保審、年金・医療改革の意見書案』について」より抜粋～

特例水準の解消について、社会保障審議会年金部会では多くの委員が賛成で、11月23日の行政刷新会議・提言型仕分けでの結果と方向性は同じです。解消期間については、1年、3年、5年と意見が分かれたが、年金部会では3年が多いようです。

また、企業年金など自助努力部分も報告書に言及してほしいという要望もありました。

☞ 次頁へ続く



## 3-2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

👉 前頁からの続き



～メールマガジン「12/15付日経記事『年金減額 3年間で』について」より抜粋～

標記記事において、「過去の特例で本来よりも2.5%高くなっている国民年金や厚生年金の支給額を来年度から3年間で減額する等の大枠が固まった」とあります。

今回は、今後年金減額がどのように実施されるかの見込みなどについて解説します。

国民年金や厚生年金には原則、消費者物価指数の変動に応じて年に一度、支給額を自動調整する「物価スライド」の仕組みがあります。

平成23年平均の同指数の対平成22年比の変動率は 0.3%の見込みですので、平成24年4月からの年金額は0.3%程度の引下げが行われる見込みです。

記事にあるとおり、平成24年10月以降に2.5%の水準を3年かけて引下げるとなると、毎年均等引下げと仮定すれば、同一年度内に更に0.8～0.9%の引下げが行われることとなります。

また、記事では、「厚生労働省は来年10月以降に実際の年金減額を始める方針」とありますが、仮に平成24年10月から物価スライド分を含めて引下げを行う場合、次の論点があります。

平成24年4～9月分の年金に生じる、0.3%程度の本来より高い水準をどう考えるか。

0.8～0.9%に0.3%を加えて、一気に1.1～1.2%程度の引下げになるが、この引下げ幅が大きいという印象を与えないか。

記事からは、平成24年10月以降に物価スライド分を含めて引下げを行うかはどうかは読み取れませんが、公平性や激変緩和の観点から、4月より改定を行う物価スライドは適用した方が良いように思われます。

なお、明日(12/16)に厚生労働省で社会保障審議会年金部会の開催が予定されており、社会保障改革案のうちの年金に係る部分の実施時期等の方向性が報告されるものと思われます。

政府・与党では、年内に「税の一体改革素案」をまとめるために、今週で社会保障関連の議論を収束させ、来週に消費税の議論に入るスケジュールとなっているようですので、時間的に見て具体的な年金制度の改正内容が明らかになるのは、来年になると思われます。

今後の動きに注目していきます。

【補足】

物価スライド特例分の解消は、平成24年の通常国会に法案提出されることとなっている。





## 3-2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

▶ 低所得者等への加算に関する補足は以下の通り。

～ メールマガジン「12/2付日経記事『社保審、年金・医療改革の意見書案』について」より抜粋～

標記の記事(5面)は、昨日(12月1日)行われた社会保障審議会年金部会での検討内容を伝えています。記事の補足として当部会での検討優先事項、低所得者加算の検討内容、委員の意見についてご案内します。

部会は、現行制度の改善を検討することを使命としています。

本記事で取りあげていますように、数多い検討項目の中から予算、子供対策に関わるもの等を優先的に検討すべき事項として提示されました。 受給資格期間の短縮 低所得者等への加算 高所得者の年金額の調整 特例水準の解消 産休期間中の保険料負担免除 短時間労働者に関する適用拡大 被用者年金の一元化の7項目です。

厚生年金の標準報酬上限引上げや第3号被保険者制度(主婦年金)の見直しは、今後継続的に検討すべき事項として、本格的な検討は先送りされました。

また、部会では、低所得者等への加算等に必要な財源(0.6兆円)の試算に使われた前提による実施イメージが提示されました。

つまり年収65万円未満の者に一律月1.6万円を加算、65万円～84万円では段階的に減額、84万円超では、加算されない案です。

年収には、年金と他の収入が含まれます。

質疑では、要望や懸念事項として、モラルハザードを防止すべき、繰上げで減額された者に支給されるのはおかしい、免除者・納付者に限定し未納者に支給すべきでない、財政を考えると高所得者の調整とセットにすべき、受給者の所得捕捉が可能かなどの指摘がありました。

今後、課題を解決するための変更が加えられると考えられます。

【補足】

低所得者等への加算は、平成24年の通常国会への法案提出に向けて引き続き検討する、とされている。

## 3-2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

### ▶ 被用者年金一元化に関する補足は以下の通り。

～メールマガジン「10/2付日経記事『共済・厚生年金の負担統一』について」より抜粋～

標記記事(3面の解説を含む。)につきまして、被用者年金の統一(一元化)議論の経緯・今後の見通しなどについてご案内いたします。

#### 【経緯】

一元化については平成18年4月に、年金制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため官民とも同一負担(保険料)、同一給付を実現することが閣議決定されました。

その後平成19年4月に、「被用者年金一元化法案」が国会に提出されました。

記事では同法案のうち、次の内容について述べています。

- ・公務員等は厚生年金に加入
- ・共済年金の保険料率と給付を厚生年金と同一に
- ・共済年金の職域加算の廃止

更に、次のような内容も盛り込まれていました。

- ・共済年金にある遺族年金の転給制度の廃止
- ・在職老齢年金制度を厚生年金の取扱いに統一
- ・事務組織は共済組合等を活用
- ・パートタイマーへの適用拡大

しかしながら、同法案は平成21年7月の政権交代に伴う衆院解散で廃案となっております。その後、社会保障・税一体改革案の中に被用者年金の一元化が盛り込まれ議論が再開されることになりました。

#### 【今後の見通し】

被用者年金の一元化の検討は、共済年金の所管が厚生労働省ではなく、財務省・総務省・文部科学省と分かれているので、関係省庁間で調整を進め(第3号被保険者制度の見直し等、他の改革案と扱いが異なり、透明性に欠けていると言われるのはこのためだと思われる。)、その状況を厚生労働省の社会保障審議会年金部会に報告することになっているようですが、今後の具体的な検討スケジュールは現状不明です。

しかし、被用者年金一元化の方向性自体に問題がある訳ではないので、早晚廃案となった「被用者年金一元化法案」に類似する法案が国会に提出される可能性はあります。

#### 【厚年基金への影響】

直接の影響は殆どないものと思われます。

#### 【補足】

被用者年金一元化は、平成24年の通常国会への法案提出に向けて引き続き検討する、とされている。

## 3-2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

▶ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大に関する補足は以下の通り。

～メールマガジン「10/14付日経記事『パート労働者ら厚生年金加入拡大』について」より抜粋～

標記記事(5面)では、厚生労働省が厚生年金への加入条件を週30時間以上労働から週20時間以上労働に緩和する方針を打ち出したが、外食産業の団体から反対の声が上がるなどの反発が起こっている、とあります。

厚生年金の加入拡大については、9月から厚生労働省の社会保障審議会の特別部会で議論されており、標記記事は昨日の特別部会での内容を受けたもののようですが、今回はこれまで4回開催されている特別部会で議論されていることについて1点ご案内いたします。

【加入拡大に関する考え方】

次の3つの考え方があるようです。

被用者には、被用者にふさわしい年金を確保すべきではないか。

社会保険制度における、働かない方が有利になるような壁を除去し、就労促進型、少なくとも中立なものに転換すべきではないか。

企業の社会保険料負担を業種や雇用形態によって異ならない公平なものとするべきではないか。

は被用者でありながら、厚生年金・健康保険の適用を受けられない者は国民年金保険料の負担が重くのしかかり、結果未納者となって、低年金・無年金となる懸念があるので、彼等の老後の所得保障を確実にするためには、所得比例+事業主負担で給付を手厚くしていくべきではないか、ということです。

は被扶養配偶者認定基準(年収130万円未満)を意識して、就業時間調整をしている者が多いが、その基準を見直して制限をなくせば、労働時間を増やして働くという者が多く、より長時間・長期間にわたり企業活動に貢献するようになるのではないかと、ということです。

は社会保険適用を受けない労働者が多い業種とそうでない業種との間の社会保険料負担を公平にするべきではないか、ということと、短時間勤務者には企業の職業訓練・教育に時間を割きにくいですが、加入拡大によって、処遇が改善されることを通じて、長時間・長期間にわたり企業活動に貢献する者が増えれば、企業側も職業訓練・教育に積極的になり、労働生産性の向上につながるのではないかと、ということです。

社会保障審議会の特別部会では、さらに幾つかの業界団体にヒアリングをかけていくようです。今後も厚生年金の加入拡大をはじめ年金制度改革の動きに注目していきます。

☞ 次頁へ続く

## 3-2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

☞ 前頁からの続き



～メールマガジン「短時間労働者に対する厚生年金適用拡大の動向について」より抜粋～

標記の件につきましては、厚生労働省の社会保障審議会の特別部会で議論されておりますが、一部方向性が明らかになりましたので、ご案内いたします。

昨日、特別部会が開催され、具体的な新適用基準について具体的な議論が開始されました。

その中で労働時間の基準につき「週の所定労働時間が20時間以上」とすることで合意が得られました(現行は「月の所定労働日数などが通常の就労者の概ね4分の3以上」)。

もともと雇用保険並みすることが検討されておりましたが、労働時間の基準についてはその方向となりました。

さらに、平成19年国会提出の被用者年金一元化法案(廃案)に盛り込まれた基準について次回の特別部会で議論することとなりました。

当時の法案の基準は以下のとおりです(厚生労働省資料より)。

賃金水準:「賃金が月額98,000円以上」であること

勤務期間:「勤務期間が1年以上」であること

学生の扱い:学生は適用対象外とする

中小零細事業所への配慮:「従業員が300人以下」の中小零細事業主には改定後の基準適用を猶予

なお、特別部会内では、適用拡大により企業経営に生じる影響を緩和するための措置を行うことが必要であるという点には概ね合意が得られているようですが、以下のような意見も出ています。

- ・影響度合いを考慮し、新たに適用とする対象を慎重に考えること
- ・労働者側に不公平・不利益が起らないようにすること
- ・適用逃れを出さないような仕組みとすること
- ・適用基準をわかりやすくすること

本日の日経新聞(5面)に「パートの厚生年金適用」という記事がありますが、こちらは民主党の「社会保障と税の一体改革調査会」に関する記事です。社会保障と税の一体改革の改革案に関しては、厚生労働省と民主党では別々に同時並行で議論されておりますが、いずれも年内には取りまとめを行う予定とされています。

次回の特別部会ではさらなる具体的な方向性が出てくるものと思われます。

今後の動きに注目していきます。

【補足】

短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大は、平成24年の通常国会への法案提出に向けて引き続き検討する、とされている。



## 3-2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

➤ マクロ経済スライドの検討および在職老齢年金の見直しに関する補足は以下の通り。

### 【マクロ経済スライドの検討】

～メールマガジン「10/15付日経記事『支給開始年齢の引き上げとマクロ経済スライド』について」より抜粋～

標記の記事(5面)は、社会保障審議会・年金部会で検討された支給開始年齢とマクロ経済スライドの影響をまとめたものです。

給付のスライドの言及については、マクロスライドが発動しなかったこと、物価スライドで下げるべきところを、特例により下げなかったことにより、所得代替率が上がっていることを指摘しています。つまり2004年改正のときは、代替率が59.3%でしたが、2009年財政検証では、62.3%へ逆に上昇しました。

また、過剰支給が10年で5兆円という記載がありますが、これは、2000年度から2009年度にかけての特例水準と本来水準の乖離幅(%)を公的年金の給付費に掛けたものの累計です。また、今後3年間にこれを発動させるのが難しいとあるのは、特例水準と本来水準の乖離幅である2.5%をまず解消してから、発動させることが想定されていると思われます。

これらの議題は、今後の年金部会で方向性の議論が行われると予想されます。今後とも注視してまいります。

【補足】

物価スライド特例分の解消状況も踏まえながら、引き続き検討する、とされている。

### 【在職老齢年金の見直し】

～メールマガジン「10/12付日経記事『在職老齢年金の見直しと支給開始年齢の引き上げ』について」より抜粋～

標記の記事は、社会保障・税一体改革成案に基づいて、今後の法案提出に向けて、10月11日(火)に行われた第4回社会保障審議会・年金部会の議論を報じたものです。議論の概要をご案内致します。

在職老齢年金については、厚労省より高年齢者の就労意欲を抑制しないよう減額基準(支給停止調整開始額)を現行の28万円から65歳以降で使用される46万円、60歳代前半の高年齢者の平均給与に当たる33万円への引き上げ、又は廃止が提示されました。委員からは下記のように慎重な意見が多く示されました。

- ・年金が増えれば、賃金が下げられるのではないか。
- ・在老が就業意欲を抑制している証拠がない。
- ・報酬だけでなく配当など総収入で考えるべき。
- ・今後、報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げとなり、いずれ在老はなくなるし、特定の世代を対象とするもので敢えて見直す必要はない。

【補足】

就労抑制効果についてより慎重に分析を進めながら、引き続き検討する、とされている。



## 3-2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

### ▶ 標準報酬上限の見直しに関する補足は以下の通り。

～メールマガジン「10/24付日経記事『厚生年金保険料・上限上げ』について」より抜粋～

標記の記事(1・3面)は、社会保障・税一体改革成案(以下「成案」という)の現行制度に対する検討項目である「標準報酬上限の引き上げ」について、10月31日(月)に予定されています。社会保障審議会・年金部会で検討される見込みであることを伝えています。

今回は、記事の補足として現状と課題について解説をいたします。

本記事では、厚労省が厚生年金の保険料の算定基準である標準報酬の上限を引き上げる検討に入ったと報じています。

高所得者の負担が増加することから、保険料の増収を図ることを目的としており、成案では「健康保険制度を参考に見直しを検討」とされています。

現状、厚生年金の標準報酬は上限が62万円とされており、健康保険の121万円より低く設定されています。よって、厚生年金では負担と給付が抑制されているといえます。

#### 【厚生年金の標準報酬】

上限 62万円(30等級) (報酬月額605,000円以上が対象)

下限 9万8千円 ( " 101,000円未満が対象)

#### 【健康保険の標準報酬】

上限 121万円(47等級) (報酬月額1,175,000円以上が対象)

下限 5万8千円 ( " 63,000円未満が対象)

今後の課題ですが、本記事では負担増に高所得者や企業からの強い反発があると報じていますので、両者の理解が得られるかが問題です。

また、記事にあるとおり、給付が抑制されれば、負担と給付のバランスが崩れることとなります。

また、標準賞与額の上限(厚生年金は1ヶ月あたり150万円、健康保険は年度累計で540万円)がどうなるかも課題です。

厚生年金基金では、厚生年金の報酬比例の給付を代行していることから、掛金と給付の基礎になる給与に影響を与えるでしょう。

10月31日(月)の年金部会では、本テーマや「産休期間中の保険料負担免除」など残る議題が検討されると思われます。

その後、12月末の取りまとめに向けて、11月～12月に成案にある検討項目の議論が再度されるものと予想されます。

今後とも注視してまいります。

## 3-2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

☞ 前頁からの続き



～メールマガジン「11/1付日経記事『厚生年金保険料上げ提示 厚労省』について』より抜粋～

標記の厚労省案につきましては一昨日の社会保障審議会年金部会において、厚生年金の財源確保の観点から提案されておりますが、この案に対しては以下のような慎重論・反対論が多く出されました。

### 【負担のあり方について】

- ・標準報酬月額上限の決め方は標準報酬月額の平均額の2倍とするルールとなっている。平成16年度以降、標準報酬月額の平均額は減少傾向にあるにもかかわらず、今何故引き上げるのか。
- ・健康保険並みに引き上げるといふが、そもそも健康保険と年金は保険給付の内容・体系が違うのに、負担の基準となる標準報酬月額のテーブルを同等とする必要があるのか。

### 【給付への反映について】

- ・負担増加分は給付に反映させるべきではないか。
- ・給付に反映しないとした場合、負担増との関係でどう納得感を得ていくのか。
- ・諸外国の例は参考に出来ないか(例えば米国のように平均賃金月額を低・中・高の3区分に分け、高い部分ほど給付乗率を低くするやり方など)。

### 【そもそもの考え方について】

- ・目的として「所得の再分配」が掲げられているが、それは国庫負担(税)で賄う基礎年金部分において行うべきものであり、保険料で賄う厚生年金部分で行うべきではないのではないか。
- ・老後の所得保障の観点から、そのまま上限引き上げは出てこないのではないか。
- ・導入した際の財源や財政状況の見通しを明らかにして検討すべきではないか。

上記のうち、所得の再分配機能を報酬比例部分にまで持ち込む考え方については慎重な対応が必要と考えます。

所得の再分配機能は税制においては累進課税制度、社会保障においては生活保護などが主にその役割を担っています。

社会保険料で賄う報酬比例部分は、その成り立ちや機能から、老齢給付については負担と給付の対価性が明確になっており、ここに所得の再分配機能を色濃く持たせることは、今の仕組みを複雑化するものであり、財源の確保のためという理由だけで片付ける問題ではないと考えます。

なお、一昨日の社会保障審議会年金部会では、以上の件と「産休期間中の保険料負担免除」、「父子家庭への遺族基礎年金支給等その他の制度改革事項」についても議論が行われました。

これで社会保障・税一体改革の年金改革案のうち、年金部会で検討するとされた項目につき一当たりの議論が終了しました。

来週11日(金)に実施予定の年金部会から二巡目の議論に入り、具体的改革案を取りまとめていく模様です。今後も年金改革の動きには注目していきます。

### 【補足】

標準報酬上限の見直しは、平均標準報酬の動向等を踏まえながら、引き続き検討する、とされている。



## 3-2 . 社会保障・税一体改革における年金制度の検討項目

### ▶ 支給開始年齢の引き上げの検討に関する補足は以下の通り。

～メールマガジン「10/12付日経記事『在職老齢年金の見直しと支給開始年齢の引き上げ』について」より抜粋～

標記の記事は、社会保障・税一体改革成案に基づいて、今後の法案提出に向けて、10月11日(火)に行われた第4回社会保障審議会・年金部会の議論を報じたものです。議論の概要をご案内致します。

支給開始年齢については、上記成案での68歳～70歳への引き上げ、及び現行進んでいる引き上げの前倒しについて議論されました。賛否は分かれています。下記のような意見がありました。

- ・雇用との接続の必要性と希望者全員の雇用延長が議論されている中で、時期尚早。
- ・引き上げの前倒しは、年金に対する信頼を崩す。
- ・体力、気力の減少で就労を断念する者も多い。
- ・財政的に早期の引上げが必要。
- ・移行には時間がかかるので、早い結論が必要。

さらに、私的年金に対する言及もありました。

- ・税制優遇や企業年金など全体で老後生活を考える必要がある。
- ・(延長される)3～5年の期間だけのコンパクトな積み立て方式による年金の創設。
- ・企業年金と公的年金の接続、国年基金を含めた位置づけを考える必要あり。

今回は、委員の意見表明のみで特に方向性は示されていません。

12月末の取りまとめに向けて、11月～12月に再び議論が行われると思われま



～メールマガジン「10/15付日経記事『支給開始年齢の引き上げとマクロ経済スライド』について」より抜粋～

標記の記事(5面)は、社会保障審議会・年金部会で検討された支給開始年齢とマクロ経済スライドの影響をまとめたものです。

支給開始年齢の引き上げについては、報道各社で大きく取り上げられましたので、反対の声が厚労省に多く寄せられたと伝えています。

10月12日付のメルマガでも書きましたが年金部会は賛否が分かれ、使用者側、労働者側委員は慎重意見でした。

また、記事に海外では、67～68歳への引上げを2007年以前に決めて、スケジュールを確定し実施しているとあります。

具体的には、米国が1983年、英国、ドイツが2007年に決定したそうです。

上段のメールマガジン参照

【補足】

中長期的課題として、引き続き検討する、とされており、平成24年の通常国会への法案提出は行わない。





## 4 . DCマッチング拠出に係る政省令・通知改定



## 4. DCマッチング拠出に係る政省令・通知改定

➤ DCマッチング拠出に係る政省令・通知 の改定、および意見募集への回答が公表された。

➤ 施行日は平成24年1月1日

確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則、  
「確定拠出年金制度について」平成13年8月21日年発213号、  
「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」平成13年9月27日企国発第18号

### 加入者掛金について( 部分が今回確認した箇所)

- ・複数の具体的な額(例:5,000円、10,000円等の定額<sup>1</sup>)から選択可能としないといけない。
- ・前納及び追納は不可。
- ・以下の場合を除いて年1回に限り変更可能。<sup>1</sup>
  - 事業主掛金額の引下げに際し、加入者掛金額が事業主掛金額を超えないように変更する場合
  - 事業主掛金額の引上げに際し、事業主掛金額と加入者掛金額の合計額が拠出限度額を超えないように変更する場合
  - 規約で定めた加入者掛金額の決定方法が変更されることに伴い、加入者掛金額を変更後の決定方法による額に変更する場合
  - 加入者掛金額をゼロに変更する場合・ゼロから変更する場合
- ・加入者掛金額の決定または変更の方法は、特定の者について不当に差別的でなく、また事業主によって不当に制約されてはならない。<sup>2 3</sup>

1 加入者掛金の額は定額かつ加入者が選択可能とすること(給与比例等の加入者掛金変動する設定は不可)

2 一定の資格(職種・勤続期間・年齢等)により、加入者掛金の額の決定または変更方法等に差をつけてはならない

3 加入者掛金額に初期金額(デフォルト)を設けることや、毎年自動的に増加または減少することを設けることは認められない。

### 事業主返還について( 部分が今回確認した箇所)

- ・勤続期間が3年未満の場合、事業主掛金額を事業主に返還することが可能であるが、「事業主掛金額 > 個人別管理資産額(事業主掛金を原資とする部分)」には、当該個人別管理資産額を返還する。  
この場合、個人別管理資産について「事業主掛金を原資とする部分」と「加入者掛金を原資とする部分」との按分方法を規約に明記すること。その際、加入者掛金の拠出があるにも関わらず、加入者への返還額がゼロとはならないようにすること。
- ・事業主返還の対象とならない勤続期間が3年以上の加入者のみ、加入者掛金の拠出を認めるという設定は不可能。

## 4. DCマッチング拠出に係る政省令・通知改定

### その他の確認事項(パブコメの意見と回答)

意見	回答
グループ企業でDCを実施しているケースで、事業所ごとに加入者掛金の実施を決定することを認めるべき。	実施事業所ごとに導入を決定することが可能。また、導入した事業所であっても、加入者掛金の拠出を強制するものではない。
加入者掛金の設定方法として、加入者掛金拠出開始時の拠出限度額、加入者掛金変更時の拠出限度額といった一時点の拠出限度額とする設定は可能か。	加入者掛金の限度額の増加に応じて自動的に加入者掛金を増額させるものでなければ可能とする予定。
加入者掛金の額として、複数の選択肢を設けた場合であっても、加入者によっては、選択肢がない場合や1つの選択肢しか選べない状況も考えられるが、このような設定は可能か。	複数の選択肢が設けられていれば可能とする予定だが、労使で工夫をお願いします。 例) 一定額以下の場合、任意の額とするなど。
複数の選択肢について、加入者を「不当に制約しない」範囲内で、法令の定める拠出限度額の上限まで設けない(例: 事業主掛金が一律25,000 円の時、加入者掛金の上限15,000 円とする等)ことは可能か。	加入者掛金の額の選択肢が複数用意されているが、結果的に上限額が選択できない場合は可能だが、加入者が拠出できる最大の範囲で設定できるよう努める必要がある。
加入者掛金の停止や再開、変更は、特定の月(例えば4月)のみ可能とする設定は可能か。	加入者掛金の停止については、加入者個々の諸事情等を考慮し随時可能とする予定。再開や変更につきましては、一定月を設けることは、規約に定めることで可能とする予定。
加入者掛金の徴収方法として、給与天引きに限定することは可能との認識であるが、給与が少額のため加入者掛金を天引きできない場合は、本人の同意を得ずに0 円とすることは可能か。 また、給与支給日が拠出日以降となる場合は、事業主が加入者掛金の額を立て替えて拠出することは可能か。	規約に定めることで可能とする予定。 給与支給日が拠出日以降となる場合であっても、確定拠出年金法上、毎月の加入者掛金を翌月末日までに納付すれば問題ないこととなっている。
事業主返還の対象とならない勤続3年以上の加入者のみ加入者掛金の拠出を認めることは可能か。	不可能とする予定。
事業主返還に際し、返還される額は、どのように分別して算出されるのか。	按分方法は、労使で十分に協議し決定していただくこととするが、加入者掛金を拠出しているにも関わらず、加入者への返還額が0 円とならないよう配慮する必要がある。
老後の資産形成を促し、柔軟な制度設計を可能にするという観点から、法定限度額の見直し及び加入者拠出限度額の見直しを考えていただきたい。	確定拠出年金の今後の状況を踏まえつつ検討していく。
拠出限度額の管理や規約で認められている拠出可能な企業型年金加入者掛金の額(選択肢)について運用報告やWeb ページに掲載することは、事業主の業務と考えられるが、これらの事務を運営管理機関に委託することは可能か。	加入者掛金の限度額確認や説明責任は実施主体である事業主にあるが、事業主がこれらの業務を運営管理機関に委託することは可能とする予定。

## 5. 退職給付会計



## 5 - 1 . 企業会計審議会が開催

- 企業会計審議会においてIFRS（国際会計基準）導入について事務局からいくつかの論点が示された。
- 単独と連結の分離の問題は先送り。

～ 以下、メールマガジン転載～

本日(10月17日)企業会計審議会が開催され、IFRS(国際会計基準)導入について討議が行なわれました。その概要をご紹介します。

6月末に、金融大臣の諮問機関である企業会計審議会においてIFRSの強制適用についての議論が再開されました。本日開催されたのは、6月、8月に次いで、再開後3回目の会議になります。

過去2回の会議では、各委員の意見が示されましたが、各々の立場の見解を表明するにとどまり、具体的な方向性に関して特段の進展は見られない状況でした。

本日の会議では、事務局からいくつかの論点が示され、各委員からの意見が求められました。具体的には、金融危機以降の会計基準論議のあり方について、我が国の会計基準は様々な選択肢から戦略的に検討を進めるべきと考えるか、会計分野における我が国の地位を確保するための地域戦略をどう考えるか、基準設定主体、作成者、利用者等の利害関係人に求められる役割、今後予定している海外視察で調査が必要な事項、などです。

会議を傍聴していて、国際的に統一的な会計基準が必要であること、また、我が国がどういう形であれ国際的に意見発信を行なえる立場を確保し続けることが重要であることについては、異議を唱える人はいないと感じられました。

ただし、適用とする範囲(会社あるいは対象とする市場)や、対象とする単位(連結のみか単独を含めるか)、などに温度差があるのは、従来と変わりはないようです。

なお、この企業会計審議会では、IFRSと国内基準との関連を取扱うものであり、現在進めているコンバージョンと無縁ではありません。このため、ASBJ(企業会計基準委員会)での退職給付会計見直し論議にも大きく影響を及ぼしています。

実際、本審議会再開後、ASBJでは本格的な議論が停滞していることは間違いありません。夏休みという季節的要因はありますが、6月以降は個別基準の見直し議論において目立った進展がないからです。退職給付会計の見直しについてもこのところASBJの議題に取り上げられていません。

☞ 次頁へ続く

## 5 - 1 . 企業会計審議会が開催

☞ 前頁からの続き

ただ、来月にも予定されている次回の企業会計審議会では、今回積み残しとなった、単独と連結の分離の問題などが、取り上げられる予定となっています。また海外調査ミッションについての概要も説明されるということです。開催スケジュールは未定ですが、そこでの審議次第では、停滞していたASBJの議論も動き出すと考えられます。

【補足】

企業会計審議会は11月にも開催されたが、目立った進展はない。

## 5-2 . FASB議長、米国基準とIASBとのコンバージェンスプロジェクト等に係る見解について発言

- 米国では、米国基準にIFRSを導入する方法として「コンドースメント」（コンバージェンスしながら米国基準にIFRSを取り込む方法）を提示している。
- コンドースメントを通じてIFRSへの影響を強める戦略であることが伺える。

～以下、メールマガジン転載～

2011年10月24日に開催されたNASBA(全米州政府会計委員会)においてFASBの議長Leslie Seidman氏が講演し、コンバージェンスを初めとする3つのテーマについて見解(私見)を述べました。

\*\*\*\*\*  
Seidman氏は、1. FASBとIASBのコンバージェンスの動向、2. 米国におけるIFRS導入、3. 非公開会社の会計基準、について個人的な見解を述べています。

ここではそのうちの1と2についてそれぞれの概要をご紹介します。

### 1. FASBとIASBのコンバージェンスの動向

現在進められているコンバージェンスの中で、MoU(コンバージェンスを進める上での覚書)に沿って解決すべき課題として残っているものに 収益認識、リース、金融商品、が挙げられます。

Seidman氏は、収益認識とリースについて、既に公表した公開草案の内容を再度見直し、改めて公開草案を提出する方針であることを言明しました。

また、金融商品については、金融危機の状況下において取り組むべき最も重要な課題であるとしています。具体的には、減損の認識を実際に生じた時点あるいは発生確率が高くなった時点ではなく、あらかじめ一定の確率を見込んで認識するような方向に進めるべきであるとしています。

### 2. 米国におけるIFRSの導入

Seidman氏はIFRSを米国基準に取り込むことについて、以下の通り見解を述べています。

「明確にいえることは、FASBは高品質で単一のグローバルな会計基準を開発することをサポートする。

米国へのIFRSの導入を検討する際、FASBは以下の3つのポイントを認識している。

米国基準が既に高品質な会計基準であるということ

米国の財務諸表のステークホルダーの意見がIFRSに反映されること

IFRSの開発・改正が米国における会計基準の品質を改善するものであること」

☞ 次頁へ続く



## 5-2 . FASB議長、米国基準とIASBとのコンバージェンスプロジェクト等に係る見解について発言

☞ 前頁からの続き

米国では、米国基準にIFRSを取り込む方法として、「コンドースメント(condorsement)」を提示しており、それは、コンバージェンスしながら米国基準にIFRSを取り込んでいく方法です。

一方、米国以外の諸外国でのIFRS導入の動向についても触れており、「世界にはその国独自の基準設定機関に独立した役割を持たすような方法を考えている国もある」として、日本を例として挙げています。

また、Seidman氏はコンドースメントを採用ことによるIFRS導入のメリットのひとつとして、米国基準とIFRSの違いを段階的に解消したうえで導入することができることを挙げています。

また、IFRSを導入するにあたってFASBが認識する問題点として、米国基準とIFRSとの間に依然多くの違いが残されている点があることによるものです。(例えば、米国基準にあってIFRSにない基準がある、等)。

いずれにしてもSeidman氏は、IFRS導入の過程において、米国の関係者に対し不利益とならず、全体としてバランスの取れた状態を維持することができるよう、十分な検討を行うことが必要だと述べています。

この講演内容からは、FASBはコンドースメントを通じて、IFRSへの影響を強める戦略を採用していることが伺えます。

ちなみに、FASBの見解として、MoUで掲げられたプロジェクトがスムーズに進んでいるものとそうでないものが見られ、スムーズに進んでいるものの特徴としては、IASBとFASBの間で、

1. 達成すべき目的が明確になっていること
2. 一体となって取り組んでいること
3. 外部の意見聴取を含め共同で検討を行っていること
4. 歩調を合わせて進めていること

を挙げています。



## 5-3. 米国におけるIFRSアドプションの動向

- 2011年中に予定していた米国におけるIFRSの採用の可否に関する判断時期を先送り。
- 理由はIASBとFASBのコンバージェンス作業が遅延しているため。

～以下、メールマガジン転載～

2011年12月7日日経新聞朝刊に「国際会計基準の適用可否～米SEC年内決定を断念」という記事が掲載されています。

これはアメリカ公認会計士協会年次総会における、米SEC主任会計士James L. Kroeker氏の講演内容を報じたものです。

講演の趣旨は「IASBとFASBで実施している会計基準のコンバージェンス作業が遅延しているため、2011年中に予定していた米国におけるIFRSの採用の可否に関する判断時期を先送りせざるを得ない」というものです。

\*\*\*\*\*

本日(2011年12月7日付)の日本経済新聞朝刊で、「米国における国際会計基準(IFRS)の適用開始の判断が先送りされ、日本における国際会計基準(IFRS)の議論にも影響を与える可能性が高い」という趣旨の記事が掲載されています。

米国証券取引委員会(SEC)は、2010年2月に「米国会計基準委員会(FASB)と国際会計基準委員会(IASB)が共同で行なっている会計基準の開発プロジェクトの進行状況を踏まえて、2011年中にIFRSのアドプションの可否を判断する」としていました。

FASBとIASBは2006年2月に「高品質で単一の会計基準の策定」を目標に覚書(Memorandum of Understandings: MoU)を締結し、共同で会計基準の開発作業を進めていました(MoUプロジェクト)。当初、MoUプロジェクトの完成時期は2011年6月末を目標として進められており、その完結を見据えてSECは米国におけるIFRSのアドプションの可否を2011年中に決定することとしていました。

しかし、退職給付などの一部のプロジェクトは2011年6月に完了しましたが、収益認識やリースなどは完了しておらず、SECがIFRS適用可否を判断するための前提(MoUプロジェクトの完了)が崩れている状態です。

今般、2011年12月5日に開催された米国公認会計士協会年次総会で、SECの主任会計士James L. Kroeker氏がこのような状況から(個人的意見として)「米国におけるIFRSのアドプションを現時点で判断できる状況にない」と述べています。

☞ 次頁へ続く

## 5-3. 米国におけるIFRSアドプシヨンの動向

👉 前頁からの続き

新聞報道では「判断時期を特に定めずに先送り」というイメージになっていますが、SECの公表したプレスリリースによると「数ヶ月間先送りする」となっており、「MoUプロジェクトの進行状況を踏まえた上で判断する」という従来のSECのスタンスは変わっていないように思えます。

なお、同年次総会では翌日の6日にIASB議長のHans Hoogervorst氏、FASB議長のLeslie F. Seidman氏が、それぞれIFRSの米国におけるアドプシヨンについて講演しています。

日本経済新聞の報道によると、日本でもIFRSアドプシヨンに関する慎重な意見があることを指摘した上で、日本のIFRSに関する判断が米国の影響を受ける可能性のあることを指摘しています。

しかし、MoUプロジェクトはFASBとIASBが共同で進めていることから判るように、IASBに対する影響力に、米国と日本では格段の差があります。仮に、「米国が判断を先送りするから日本も先送りして様子を見る」といった対応をした場合、「IFRSを採用しない国の意見をとりいれるべきではない」といった意見が強まり、日本の意見が通りにくくなる事態も想定されます。過去には、「持合株式の価格の変動はその他の包括利益に計上して、当期利益には価格変動の影響を反映しない」といった日本の意見が基準に反映されたこともありますが、今後はこうしたことが起こりにくくなることも考えられます。

## 6. その他



# 6 - 1 . 平成24年度の継続基準の下限予定利率・非継続基準の予定利率の見込みについて

- 平成24年度の厚年基金およびDB年金における継続基準の下限予定利率は1.1%となる見込み
- 平成24年度の厚年基金およびDB年金における非継続基準の予定利率は2.24%となる見込み

## 【下限予定利率】

～以下、メールマガジン「平成24年度の下限予定利率の見込みについて」より転載～

平成24年度の厚年基金およびDB年金における継続基準の下限予定利率が1.1%（平成23年度は1.1%）となる見込みとなりました。

平成23年12月発行の10年国債の応募者利回りが決定したことに伴い、平成23年の年平均利回りが1.147%となったことによります。

通例は平成24年3月末を目途に、厚年基金については通知の改正、DB年金については告示の改正が行われ、正式に下限予定利率が改正されることとなります。

なお、下限予定利率は10年国債の直近5年間の平均利回り、または10年国債の直近1年間の平均利回りのいずれか低い率を基準に設定されます。

## 【非継続基準の予定利率】

～以下、メールマガジン「平成24年の非継続基準の予定利率の見込みについて」より転載～

平成24年度の厚年基金、DB年金における非継続基準の予定利率が2.24%（平成23年度は2.32%）となる見込みとなりました。

平成23年12月発行の30年国債の応募者利回りが決定したことに伴い、平成23年の年平均利回りが2.078%となったことによります。

通例は平成24年3月末を目途に、告示の改正が行われ、正式に予定利率が改正されることとなります。

なお、予定利率は30年国債の直近5年平均を勘案して設定されており、平成24年度が2.24%で決定すれば一定の手続きを前提に1.792%～2.688%の間で設定することが可能です。

厚年基金および基金型DB: 代議員会の議決

規約型DB: 被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意（当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意）

- 保険料が未納となっている専業主婦の年金問題で、過去10年分の保険料の追納を認める等の内容を盛り込んだ救済法案の概要が明らかになった。

～以下、メールマガジン転載～

標記記事(5面)では、年金資格を変更せずに保険料が未納となっている専業主婦(第3号被保険者)の年金問題で、救済法案の概要が明らかになった、とあります。

今回は、この問題に関するこれまでの経緯と今後の見通しなどについてご案内いたします。

## 【経緯】

この問題の抜本改善策は社会保障審議会の特別部会で検討され、5月に次のような策が報告されました。

年金資格を変更せずに不整合となっていた期間は「カラ期間」とし、年金額には反映させないが、受給資格判定期間には算入すること

不整合期間について、過去10年に限り特例追納を認めること。ただし、3年間の時限立法とすること(10年、3年は年金確保支援法の国民年金の保険料後納制度と同期間)

受給者について、記録不整合により過払いとなっている場合は、過去5年分につき返還を求めること。ただし、今後の年金額から返還額を減額する等、無理のない方法で行うこと

この報告を受け、先の通常国会に「救済法案」が提出されるとされていました。

しかしながら、法案が提出されるどころか、法案の内容も明らかにならない状態が続いていました。この状態に対し野党議員から早期対応を求める質問主意書が提出され、政府は可能な限り早期に法案を提出する方針を固めたようです。

## 【今後の見通しなど】

今回明らかになったとされる法案の具体的内容は現時点では不明ですが、上記の経緯から次の国会に法案が提出されるものと思われます。

また、受給者からの返還額を受給額の1割以内とする策は、社会保障審議会の特別部会では報告されていなかった内容です。

暫く報道されていなかったこの問題ですが、「社会保障・税一体改革」の中でも第3号被保険者の扱いについて様々な議論が生じておりますし、今後の動きには注目していきます。

## 【補足】

過去分の返還は求めないこととする内容に修正された法案が平成23年11月22日に国会提出された。国会が閉会したため継続審議となっている。



- 米国のDB年金の積立不足額が増加、積立比率（2011年9月末）は72.8%と低い水準となった。
- 米国においてDB年金からDCへの移行が更に加速する可能性がある。

～以下、メールマガジン転載～

今回は標記記事について若干補足致します。

米国の主要100社におけるDB制度の積立不足は、2008年のリーマンショック以降大幅に増加し、2011年9月末の積立比率は72.8%と歴史的に見てもかなり低い水準となりました。

一方、2006年の年金保護法でDB制度の財政に対する規制が厳しくなった結果、より多くの掛金拠出が必要となりDB制度からDC制度への移行も進みました。昨今の運用環境ではその動きが更に加速する可能性もあります。

【米国フォーチュン100社(大企業)の制度導入状況( 1)】

伝統的DB制度	:(2004年) 38%	(2011年) 13%
混合型(CB等)	:(2004年) 35%	(2011年) 17%
DC制度のみ( 2)	:(2004年) 27%	(2011年) 70%

- 1 ターザワソン調査
- 2 凍結制度を除く

こうした状況下、DB制度を持つ企業が規制強化の猶予などを要請した結果、昨年6月25日にはDB制度のための年金救済法がオバマ大統領の署名を得て成立しました。

2011年決算までの期限付きではあるものの、積立不足の償却年数の延長や資産の平滑化期間の延長が可能となりました。これは、単独事業主制度だけでなく財政的に厳しい複数事業主制度にも適用されました。

☞ 次頁へ続く

👉 前頁からの続き

## 【米国における弾力化措置の概要】

### 未積立債務の償却期間

(単独事業主) 9または15年( 3)

(複数事業主制度) 30年( 4)

### 資産評価

(単独事業主) 時価または2年以内の平滑化(許容乖離幅 $\pm 10\%$ )( 5)

(複数事業主制度)時価または10年以内の平滑化(許容乖離幅 $-20\% \sim +30\%$ )( 6)

3 原則7年(航空会社は10年)

4 原則15年。運用損失部分を30年償却が可能

5 従来通り

6 原則は時価または5年以内の平滑化(許容乖離幅 $\pm 20\%$ )

こうして見てみると状況は日本と類似する部分も多い訳ですが、規制強化を打ち出した日本に対して米国はどのような動きとなるのか、今後が注目されます。



## 6 - 4 . 欧州職域年金指令改正の動向

- 欧州の職域年金（企業年金）に関する指令の改正に係る討議資料が公表された。
- 指令には職域年金に関する規制・監督等について定められているが、その内容を、同じような機能を持つ保険会社とバランスのとれたものとするべく改正しようとしているもの。

～ 以下、メールマガジン転載～

2011年10月25日に欧州保険職域年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority: EIOPA) が欧州の職域年金 (企業年金) に関する指令の改正に関する討議資料 (Consultation Paper) を公表しました。

現在の職域年金に関する指令では、欧州域内の複数の国の従業員に適用する制度 (多国籍制度) に関する監督権限や財政運営・ガバナンスなどに関する基本的な事項が定められています。

討議資料では、欧州における労働者の流動化への対応として多国籍制度の設立を容易にすること、職域年金制度に関連するリスクの軽減を図ること、確定拠出年金制度の監督・規制の改善を図ること、を目的として職域年金に関する指令の改善を行なうとしています。

具体的には、職域年金制度は保険会社と類似した仕組みであると整理した上で以下の三点を提案しています。

- ・定量的な規制の導入  
(職域年金制度の資産・債務の測定方法の改善)
- ・定性的な規制の強化 (一定の水準のガバナンス強化)
- ・従業員・受給者・監督当局への開示の充実

これを受けて、イギリスのコンサルタント会社 Lane Clark & Peacock は、「定量的な規制の導入によって、イギリスの職域年金制度の債務額は30%程度増加し、年金 Buy-Out レベルの水準になる」と予測しています。

この数値は、生命保険会社に関するソルベンシー (支払余力) 規制と同様のものが導入されるという前提によって推計したようです。

討議資料では、「職域年金に関する規制・監督は、同じような機能を持つ他の金融機関 (保険会社) とバランスのとれたものであるべき」と述べています。

☞ 次頁へ続く





## 6 - 4 . 欧州職域年金指令改正の動向

☞ 前頁からの続き

一方、職域年金と保険会社の間にある大きな相違として以下の点を指摘しています。

- ・職域年金は社会保障・雇用との関係が深く労働法制等の規制を受け、また、企業が運営していること。
- ・保険会社の株主とは異なり、職域年金制度への資金提供者(企業や従業員)は積立不足の際には追加拠出を要求されるなど、制度運営に関する責任の範囲が広い。
- ・職域年金の数(14万件)は保険会社の数(4,753件)とは桁違いであり、保険会社と同じ厳しい規制を行なうのは現実的でない。

したがって、保険会社と全く同一のソルベンシー規制となるか否かは少々疑問が残ります。

なお、討議資料は500ページを超えるボリュームですが、意見の提出期限は2012年1月2日(月)です。提出された意見を基に、様々な議論が交わされた後に職域年金指令の改正が行なわれることになります。

改正内容によっては、欧州に関係会社を持つ日本企業への影響も考えられます。

# 6 - 5 . 12/15付日経記事「65歳まで再雇用・厳格化」について

- 高年齢者の雇用について、現行の労使協定による対象者の基準を廃止すべきか否かについて議論が行われた。
- 基準の廃止については、賛成・反対両意見があるものの、廃止の方向で進むと考えられる。

～以下、メールマガジン転載～

標記の記事(5面)は、12月14日(水)に開催された労働政策審議会・雇用対策基本問題部会で提示された厚生労働省案とそれに対する議論を紹介しています。

今回は記事の補足と部会での議論の方向性を解説いたします。

本部会は、本年6月に報告書が出された厚生労働省の「今後の高年齢者雇用に関する研究会」の「希望者全員の65歳までの雇用確保がされるべき」という提言に基づき、今後の高年齢者雇用対策について9月から議論を行っています。委員の構成は、労組代表による労働者委員、企業や経済団体の代表による使用者委員、大学教授を中心とする公益委員から成っています。

2013年度から行われる厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げを意識して、本年中に取りまとめ、来年の国会に高年齢者雇用安定法の改正法案の提出を目指しているものです。

現状は、厚生労働省が10月に発表した「平成23年高年齢者の雇用状況」調査結果によると、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は47.9%で前年より1.7%伸びていますが、301人以上企業に限れば23.8%と低く、伸びも前年比0.1%上昇で、影響は大企業で大きいと考えられます。

部会で提示された厚生労働省案のポイントは次の3点です。

- 法定定年年齢の引き上げは困難であり、中長期的な検討課題
- 現行の労使協定による対象者の基準は廃止すべき
- 継続雇用における雇用確保先の対象拡大が必要

部会での議論のほとんどは、の基準を廃止すべきかに終始しました。については、異論が無く、取りまとめではこの内容になると考えられます。については、労働者委員が賛成、使用者委員が反対で現状維持を主張して対立したままです。公益委員が、おおむね廃止に賛成で、「基準の廃止は必要で、それを念頭に報告書案の検討をしたい」としていますので、その方向で進むと考えられます。は、どこまで対象を広げるかが課題になっています。

☞ 次頁へ続く



# 6 - 5 . 12/15付日経記事「65歳まで再雇用・厳格化」について

☞ 前頁からの続き

についての主な意見として、

(賛成意見として)

- ・年金との接続から必要。無収入期間は避けるべき。
- ・高年齢者をもっと活用すべき。
- ・定年時と同じ条件での延長ではないので、企業にとって無理が無いはず。

(反対意見として)

- ・一方的に企業に負担させるべきでない。
- ・若年者(主に非正規雇用)の採用抑制が行われる可能性あり。
- ・意欲、能力も無い人まで、延長すべきでない。

年金と雇用との接続では、公的年金以外の活用として企業年金への言及もありました。

今月下旬に、報告書案の検討がされる予定で、基準を廃止するか、廃止した場合のその後の取り扱いがどうなるかが注目されます。

今後とも動向を注視してまいります。

## 7. 平成23年10月～平成23年12月の年金ニュース



## 7. 平成23年10月～平成23年12月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成23年10月	・財政運営基準等の見直し案(意見募集)への 回答と追加の意見募集開始【厚年、DB】 (No.266)				
	・DCマッチング拠出に係る意見募集開始【DC】 (No.267)		( )		
	・財政運営基準等の見直し案(意見募集)への 信託協会の意見提出【厚年、DB】 (No.268)				
	・DB年金の平成23年7月決算積立状況等【DB】 (No.269)		( )		
	・社会保障・税一体改革成案における年金改革 案について【厚年、DB、DC】 (No.270)				
平成23年11月	・財政運営基準等の追加意見募集(追加パブコ メ)への回答【厚年、DB】 (No.271)				
	・指定基金にかかる政令・通知改定【厚年】 (No.272)				
	・DB年金の平成23年8月決算積立状況等【DB】 (No.273)		( )		
	・DCマッチング拠出に係る政省令・通知改定 【DC】 (No.274)		( )		
平成23年12月	・指定基金の公表【厚年】 (No.275)				

( )は厚年基金以外に関する事項です。

## 8. 当資料掲載の平成23年10月～平成23年12月のMUTB年金メールマガジン一覧



## 8 . 当資料掲載の平成23年10月～12月のMUTB年金メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成23年10月	・10/2付日経記事「共済・厚生年金の負担統一」 について【厚年、DB、DC】 (No.829)				
	・10/12付日経記事「在職老齢年金の見直しと支給開始年齢の引き上げ」について【厚年、DB、DC】 (No.838)				
	・10/13付日経記事「返還額、受給の1割以内 主婦年金救済法案」について【厚年、DB、DC】 (No.841)				
	・10/14付日経記事「パート労働者ら厚生年金加入拡大」について【厚年、DB、DC】 (No.843)				
	・10/15付日経記事「支給開始年齢の引き上げと マクロ経済スライド」について【厚年、DB、DC】 (No.845)				
	・本日、企業会計審議会が開催【厚年、DB、DC】 (No.846)				
	・10/20付日経記事「米企業年金 経営に重荷」 について【厚年、DB、DC】 (No.852)				
	・10/24付日経記事「厚生年金保険料・上限上 げ」について【厚年、DB、DC】 (No.856)				
平成23年11月	・欧州職域年金指令改正の動向【厚年、DB、 DC】 (No.867)				
	・FASB議長、米国基準とIASBとのコンバージェ ンスプロジェクト等に係る見解について発言 【厚年、DB、DC】 (No.868)				
	・11/1付日経記事「厚生年金保険料上げ提示 厚労省」について【厚年、DB、DC】 (No.869)				
	・11/24付日経記事「年金減額 来年度から」に ついて【厚年、DB、DC】 (No.892)				

## 8 . 当資料掲載の平成23年10月～12月のMUTB年金メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成23年12月	・短時間労働者に対する厚生年金適用拡大の 動向について【厚年、DB、DC】 (No.900)				
	・平成24年度の下限予定利率の見込みについ て【厚年、DB】 (No.901)				
	・12/2付日経記事「社保審、年金・医療改革の 意見書案」について【厚年、DB、DC】 (No.903)				
	・社会保障改革の厚労省案に関する報道につい て【厚年、DB、DC】 (No.906)				
	・米国におけるIFRSアドプションの動向【厚年、 DB、DC】 (NO.908)				
	・平成24年度の非継続基準の予定利率の見込 みについて【厚年、DB】 (No.910)				
	・12/15付日経記事「65歳まで再雇用・厳格化」 について【厚年、DB、DC】 (No.919)				
	・12/15付日経記事「年金減額 3年間で」につい て【厚年、DB、DC】 (No.910)				





- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部  
03-6214-6368  
(受付時間:9:00 ~ 17:00(土日・祝日除く))

